

## 平成29年第12回総社市農業委員会総会議事録

- 1 開会 平成29年10月10日(火) 午前9時30分
- 2 閉会 平成29年10月10日(火) 午前10時40分
- 3 場所 西庁舎 301会議室
- 4 出席または欠席した農業委員  
出席 15人  
1番 鎌田 布之(会長代理)                      2番 小原 弘  
3番 秋山 陽太郎(農地担当)                      4番 林 眞理  
5番 河田 直樹                                      6番 高杉 通夫  
7番 佐野 年昭                                      8番 能登谷 和正  
9番 高田 稔                                        10番 定井 正雄(会長)  
11番 梶谷 範雄                                    12番 野瀬 秀子  
13番 横田 幸則                                    14番 高谷 均(農政担当)  
15番 本行 逸  
欠席 なし
- 5 出席を求めた農地利用最適化推進委員  
3人  
山上 勲                      小西 安彦                      小橋 武史
- 6 職務及び説明のため出席した者の職氏名  
農業委員会事務局  
局長 前田 英子      次長 前谷 学      主査 国橋 一輝  
農林課  
課長 葛原 隆二
- 7 議事録署名委員  
12番委員      13番委員

8 本日の議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会期の決定

第3 付議事件

議案第46号 農地法第3条の規定による農地等の許可申請について

議案第47号 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請について

議案第48号 農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請について

議案第49号 総社市就業奨励金の交付に伴う意見について

報告第29号 農地法第3条の3の規定による農地等の相続等届出の受理の決定について

報告第30号 農地法第4条の規定による農地等の転用届出の受理の決定について

報告第31号 農地法第5条の規定による農地等の転用届出の受理の決定について

報告第32号 農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告について

第4 その他

農地耕作条件改善事業実施による市有地道水路等敷地の地区編入に伴う意見について

9 付議事件及びその結果

原案どおり可決

10 議事経過の概要

次のとおり

## 開会 午後9時30分

(次長)

ご起立願います。

礼。

ご着席願います。

(会長)

皆さん、おはようございます。

10月に入り、とても過ごしやすい時候になりました。また、実りの秋から収穫の秋になり、農作業も一段と忙しくなってきました。農業委員会総会が、普段ですと13時30分からですが9時30分からの総会であります。

よろしく願いをいたします。

それでは、ただ今より平成29年第12回総社市農業委員会総会を開催いたします。

ただ今の出席者は、農業委員15名、欠席者はいません。農地利用最適化推進委員が3名出席していただいております。

農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定にする在任する委員の過半数が出席していることから、本総会は成立していることを報告いたします。

本日の議事日程は、皆様のお手元にお配りいたしております日程表のとおり進めさせていただきますので、ご協力よろしく願いいたします。

次に、総会での注意事項について申し上げます。

発言される場合は必ず挙手し、議席番号を言ってから発言してください。やむを得ず離席する場合は必ず許可を得るようにしてください。また、携帯電話は電源を切るかマナーモードにしてくださいようお願いします。

### 【日程第1 議事録署名委員の指名】

(会長)

日程第1 議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、総社市農業委員会会議規則第33条の規定により、12番委員、13番委員

を指名いたします。

## 【日程第2 会期の決定】

(会長)

日程第2 会期の決定を行います。

本総会の会期は、総社市農業委員会会議規則第5条の規定により本日1日限りと決定いたします。

## 【日程第3 付議事件】

(会長)

日程第3 付議事件の審議に入ります。

最初に、審議等の進め方について申しあげます。

まず、議案第46号から議案第48号及び報告第29号から報告第32号について、農地担当で審議をお願いいたします。

その後、議案第49号について、農政担当で審議をお願いいたします。

それでは、農地担当の秋山委員よろしくをお願いいたします。

## 【議案第46号 農地法第3条の規定による農地等の許可申請について】

(農地担当)

皆様、ご苦労様です。

それでは、付議事件の審議に入らせていただきます。

議案第46号、農地法第3条の規定による農地等の許可申請について議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

(主査)

【議案第46号 農地法第3条の規定による農地等の許可申請について朗読】

【受付番号23番】

(農地担当)

それでは、23番、久代の件につきまして、地元委員の説明をお願いいたします。

(9番委員)

この案件につきましては、受け人と渡し人との関係ではありますが同級生であります。

渡し人の方は、田を4枚ほど持っています。今回の申請は、受け人の隣の田ということで話がまとまったものであります。

地元としては、何ら問題ありません。

よろしくをお願いいたします。

(農地担当)

それでは、この案件につきまして、何かご質疑、ご意見はありませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

それでは、採決いたします。

23番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

異議なしと認め、23番は許可されました。

【受付番号24番】

(農地担当)

続きまして、24番、小寺の件につきまして地元委員の説明をお願いいたします。

(3番委員)

この件につきましては、●●●の西側にあります休耕田であります。ここ数年、作付けがされていない農地であります。この農地を●●●●●の受け人が買受けて大豆を栽培する予定であります。地目は、田なんですけど水利の便が悪い所でありまして、水の管理がしにくいということもありまして、畑作を考えているものであります。

地元としては、以前からの耕作放棄地であったことから問題ないと考えております。

よろしくお願ひいたします。

(農地担当)

受け人が市外の方となっています。市外の方であれば総会へ出席していただくんですが、申請人は現在、三須地区で営農をされているので、そちらの耕作状況等を三須地区の6番委員から報告をお願いいたします。

(6番委員)

耕作地ではありますが、4月から耕作されており大豆を作付けされておりました。田の中には、大豆と共に草が生えていたんですが、畦草が刈り取られて管理されておりました。今年の4月からということで実績が十分とは言えませんが、予定作物を作付けされ畦草の管理もされていることから、周辺農業者への悪影響を与えることもなく、問題ないと考えております。

以上です。

(農地担当)

この案件は小寺地区でありますので、推進委員の山上委員から補足等ありましたらお願いをいたします。

(山上委員)

先程の説明のとおりであります。

よろしくお願ひいたします。

(農地担当)

それでは、この案件につきまして、何かご質疑、ご意見等はございませんでしょうか。

(2番委員)

三須地区で大豆を作付けされているということなんですが、どのくらいの面積をされているのですか。

(6番委員)

詳しい数字は分かりませんが、1反弱だと思います。

(2番委員)

畦だけを刈られているということなんですが、市外から来られるということで、地区との調整等については問題ないと考えているのですか。

(6番委員)

そのようになります。

(農地担当)

他にありませんか。

(11番委員)

今回の申請人は、以前に総会へ出席をされて説明をされた方ですよ。

(農地担当)

そうです。

(主査)

今年の4月の総会に出席をしていただいています。

(農地担当)

その時は、最初であったので総会へ出席をしていただきました。

三須の農地について、営農が認められてということもありまして、今回は総会への出席を求めています。

他にありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

それでは、採決いたします。

24番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

異議なしと認め、24番は許可されました。

#### 【受付番号25番】

(農地担当)

続きまして、25番、楨谷の件につきまして地元委員の説明をお願いします。

(15番委員)

この案件は、ほ場整備をしている所で渡し人は地元に住んでいないため、耕作困難だと思います。受け人は若く今後も耕作をするので、地元としては問題ないと思います。

よろしく願いをいたします。

(農地担当)

それでは、この件につきまして、ご質疑、ご意見等はございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

それでは、採決いたします。

25番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

異議なしと認め、25番は許可されました。

以上で議案第46号の審議はすべて終了いたしました。

### **【議案第47号 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請について】**

(農地担当)

次に、議案第47号、農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請について議題といたします。

なお、地元委員の説明時に隣地に関する意見等を詳しくお願いをいたします。また、4ページ8番の案件は、議案第48号の51番と関連がありますので、一括審議とさせていただきます。

それでは、事務局よりお願いをいたします。

(主査)

**【議案第47号 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請について朗読】**

**【受付番号8番，51番】**

(農地担当)

それでは、4ページの8番、6ページの51番の件につきまして現地調査の報告をお願いいたします。

(6番委員)

10月5日に、私と5番委員、推進委員さんと一緒に計6名で現地調査を行いました。

この件につきましては、花が植えられていました。周辺農地への影響はないものと考えます。

以上です。

(農地担当)

それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

(12番委員)

今回の8番の申請地については、約40年前に親から申請人が相続をしたものであります。最近になって測量をした結果、建物が申請地にはみ出していることが判明したものであります。現場は相続当時のままの状態であります。

農地転用することにより、周辺農地へ及ぼす影響ではありますが、現在の状態になってから相当の期間を有していること等から、周辺農地への影響はないものと考えます。

次に、51番の申請についてであります。今回の受け人は農業体験研修を終えて、11月から新規就農者としてこの地区に入ってくる予定になっております。受け人の住まいについては、今回の



申請地に隣接する南側の家を購入し、そこへ住む予定であります。

農地転用の目的といたしましては、就農後に農作業場として使用するためのものであります。現状も変わらないことから周辺農地への影響はないものと考えております。

以上であります。

(農地担当)

この地区の推進委員であります、小橋委員から何かありましたらお願いいたします。

(小橋委員)

先般、12番委員と一緒に現地を確認しました。

渡し人は、元々、秦地区の方でありました。現在、●●●に住まわれておりまして、月のうちの半分ぐらい秦に帰って来て清掃等をしていました。しかし、高齢のためなかなか帰れなくなってきて今回の話になったものであります。

特に問題ないものと思われまますので、よろしくをお願いいたします。

(農地担当)

それでは、事務局から補足説明をお願いいたします。

(主査)

説明にもありましたように、8番の件につきましては、農地部分に建物が建っていたことから、農業委員会あてに始末書が提出をされています。

農地区分ですが、甲種農地、第1種農地、第2種農地、第3種農地のいずれにも該当しない農地ということで、第2種農地と判断をしています。

(農地担当)

それでは、この件につきまして、ご質疑、ご意見等ございませんでしょうか。

(2番委員)

第4条については、宅地拡張ということですが、第5条の51番については、農作業場ということで、大した面積ではないですが、その点について再度説明をしていただければと思います。

(農地担当)

12番委員お願いします。

(12番委員)

ブドウの作業場がないので作業場ということです。

ブドウが軌道に乗れば、作業小屋を建てる予定があるとのこと。

(農地担当)

受け人の方は、秦でブドウの研修を受けられていました。そのブドウを栽培するにあたり、作業場的なものということではないですか。

(12番委員)

はい。

(2番委員)

分かりました。

(農地担当)

他にありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

次に、農業会議への諮問についてですが、いかがいたしましょうか。

(委員)

必要なし。

(農地担当)

必要なしということで、諮問はいたしません。

それでは、採決いたします。

4 ページ 8 番、6 ページ 5 1 番の案件を許可することに、ご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

異議なしと認め、これらは許可されました。

以上で、議案第 4 7 号の審議はすべて終了いたしました。

#### **【議案第 4 8 号 農地法第 5 条の規定による農地等の転用許可申請について】**

(農地担当)

続きますので、議案第 4 8 号、農地法第 5 条の規定による農地等の転用許可申請について議題といたします。

それでは、事務局より説明をお願いします。

(主査)

**【議案第 4 8 号 農地法第 5 条の規定による農地等の転用許可申請について朗読】**

**【受付番号 4 5 番】**

(農地担当)

それでは、6 ページの 4 5 番、宿の件につきまして現地調査の報告をお願いいたします。

(6 番委員)

この案件については、休耕中でありました。転用した場合の周辺農地への影響については、建物の大きさ位置によって多少の影響があるかも知れませんが、ほぼ問題はありませんでした。

(農地担当)

それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

(14番委員)

地図を見ていただければと思います。

今回の申請地は、東側は耕作していませんが譲渡人の所有の農地が残っています。西側は用水路、その西側は団地になっています。南側は市道、北側は第三者の田に稲が植えてあります。用水関係につきましては、水路が西側にありますので、用排水に関しましては問題ないと考えます。日照・通風に関しましては、話にもありましたが、家を建てる場合には位置によっては若干の影響があるかもとの話がありますが、北側の所有者、耕作者には了承を得ているようであります。従って問題ないと考えます。また、土砂の流出につきましても問題ないと考えます。

本件につきましては、地元の農業委員といたしましては、問題ないと考えていますので、よろしくご審議をお願いいたします。

(農地担当)

それでは、事務局から補足をお願いいたします。

(主査)

農地区分ですが、市街地化の区域に近接し、市街地化が見込まれる区域内にあるおおむね10ヘクタール未満の規模の農地の区域内にある農地ということで、第2種農地と判断しております。

(農地担当)

この件につきまして、ご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

この件につきまして、農業会議への諮問はいかがいたしましょうか。

(委員)

必要なし。

(農地担当)

必要なしということで、諮問はいたしません。

それでは、採決いたします。

45番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

異議なしと認め、45番は許可されました。

【受付番号46番】

(農地担当)

続きまして、46番、久米の件につきまして現地調査の報告をお願いいたします。

(6番委員)

現状は休耕田の状況でありましたが、管理されていました。

周辺農地への影響はないものと思われます。

以上です。

(農地担当)

それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

(4番委員)

現地調査の話のとおりであります。

渡し人につきましては、後継者がいません。渡し人も高齢であることから農業はできない状況であります。当該農地については、保全管理ができていような状況であります。この農地の西側には道路、南側は県道が通っています。東側には宅地があり住宅が建っています。北側は申請人の農地が繋がっている状況であります。従って、周辺には農地がない状況であります。用排水についても水路がありますし、土砂等の流出についても影響はないものと思います。

以上は、推進委員から伺った内容であります。私も現地を見ましたが同じような見解であります。

地元としては、特に問題はないものと思っています。

以上であります。

(農地担当)

事務局から補足説明をお願いいたします。

(主査)

農地区分ですが、甲種農地、第1種農地、第2種農地、第3種農地のいずれにも該当しない農地ということで、第2種農地と判断をしています。

(農地担当)

それでは、この件につきまして何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

この件につきまして、農業会議への諮問はいかがいたしましょうか。

(委員)

必要なし。

(農地担当)

必要なしということで、諮問はいたしません。

それでは、採決いたします。

46番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

異議なしと認め、46番は許可されました。

#### 【受付番号49番】

(農地担当)

続きまして、49番、下倉の件につきまして現地調査の報告をお願いいたします。

(6番委員)

現状は休耕中の田でありました。草の管理はされていまして。周辺農地への影響はないような状況でありました。

以上です。

(農地担当)

それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

(10番委員)

申請地は、1枚の申請地になっていますが、3段になっています。段々畑であります。受け人と渡し人は同じ地区であります。その周りは渡し人の田に囲まれていまして、北側は谷であります。田舎のことから不作地が多く、近隣の方の理解は得られています。また、受け人の親が近くに住んでいるのですが、裏山の石が落ちてくることから同居することもできません。

このようなことから、土地を譲り受けて、息子が家を建てて帰ってくるということで、親も喜んでいます。この地域は不作付地が多くて人口減少のなかで、近隣の方も喜んでおられます。用排水、日照についても近隣の方の理解は得られています。私としても良いことだと思っています。

よろしくご審議をお願いいたします。

(農地担当)

それでは、事務局から補足説明をお願いいたします。

(主査)

農地区分ですが、甲種農地、第1種農地、第2種農地、第3種農地のいずれにも該当しない農地ということで、第2種農地と判断をしています。

(農地担当)

それでは、この件につきまして何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(2番委員)

農地転用できる面積の上限が500平方メートルではないのですか。

この点は、どうなっていますか。

(農地担当)

事務局お願いします。

(主査)

500平方メートルというのは一つの基準として考えております。農地転用をする土地の地勢や農地転用後に残される農地等を考慮しながら判断をしています。しかし、農地転用における基本的な考え方については、必要最低限度の農地を転用することということに変わりはありません。

今回の場合は、先ほど述べさせていただいたことを考慮し、概ねその範囲内におさまるものと判断をしています。

なお、概ねとは1割程度と考えています。

以上であります。

(2番委員)

分かりました。

(8番委員)

500平方メートルというものは、規定して、強行規定のようなものではないと解釈すればいいのですか。

(主査)

そのとおりであります。

今回の面積が、572平方メートルでありますので、72平方メートルを残しても農地としては使えないと思います。

(8番委員)

そのことについては、総会で判断すれば許される範囲ということでもいいですか。

(主査)

そのようになります。

(8番委員)

分かりました。

(農地担当)

他にありませんか。

(10番委員)

二人の委員から質問があったのですが、現地は段々畑になっています。法面があれば72平方メートルは、それに含まれるのではないかと思います。

(農地担当)

他にありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

この件につきまして、農業会議への諮問はいかがいたしましょうか。

(委員)

必要なし。

(農地担当)

必要なしということで、諮問はいたしません。

それでは、採決いたします。

49番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

異議なしと認め、49番は許可されました。

#### 【受付番号50番】

(農地担当)

続きまして、50番、上林の件であります。現地調査の報告と地元委員の報告が6番委員になります。一括して報告をお願いいたします。

(6番委員)

周辺の状況ですが、東が市道、西に用水路があるのですが道を挟んで公園があります。南は宅地になっています。北側も宅地の進入路になっています。ここは分譲中でありまして、南と北は家が建っています。その間の最後の物件になります。

用水については、西側の公園との間になりますが、この水路には影響がないと説明を受けています。排水については、東側の市道側溝に排水する予定であります。日照・通風については影響ありません。土留めにより土砂の流出等を防ぎます。過去の転用でも周囲への農地への影響はないことから、今回も問題ないと考えております。

以上であります。

(農地担当)

事務局から補足説明をお願いいたします。

(主査)

農地区分ですが、市街地化区域に近接し、市街地化が見込まれる区域内にあるおおむね10ヘクタール未満の規模の農地の区域内にある農地ということで、第2種農地と判断しています。

(農地担当)

それでは、この件につきまして何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

この件につきまして、農業会議への諮問はいかがいたしましょうか。

(委員)

必要なし。

(農地担当)

必要なしということで、諮問はいたしません。

それでは、採決いたします。

50番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

異議なしと認め、50番は許可されました。

#### 【受付番号47番】

(農地担当)

続きまして、47番、南溝手の件につきまして現地調査の報告をお願いいたします。

(6番委員)

現地は、野菜が栽培されていました。

農地転用した場合の周辺農地への影響はないものと思われます。

以上であります。

(農地担当)

それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

(11番委員)

この件につきましては、推進委員の林委員に確認をしていただきました。本日は、林委員が出席されていないのですが、先般、私も現地の確認をしています。

周辺の状況であります。地図を見ていただければと思います。東側に渡し人の家、渡し人の家の前に長男の家があります。北側は渡し人の進入路となっています。用水につきましては、畑の形になっていますので、取水口はありません。排水については自然排水のような状態になっています。転用後の排水は、南道路側へととなっています。日照・通風につきましては問題ありません。

総合判断としては、現状が畑で取水、排水もなく東側は住宅であること等から、地元としては問題ありません。

ご審議の程、よろしくをお願いいたします。



(農地担当)

それでは、事務局から補足説明をお願いいたします。

(主査)

農地区分ですが、市街地化区域に近接し、市街地化が見込まれる区域内にあるおおむね10ヘクタール未満の規模の農地の区域内にある農地ということで、第2種農地と判断しています。

(農地担当)

それでは、この件につきまして何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

この件につきまして、農業会議への諮問はいかがいたしましょうか。

(委員)

必要なし。

(農地担当)

必要なしということで、諮問はいたしません。

それでは、採決いたします。

47番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

異議なしと認め、47番は許可されました。

#### 【受付番号48番】

(農地担当)

続きまして、48番、宿の件につきまして現地調査の報告をお願いいたします。

(6番委員)

現地は、稲が作付けされていました。

現地調査したところ、周辺農地への影響はないものと思われます。

以上であります。

(農地担当)

それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

(14番委員)

この渡し人は、相続により譲り受けたものであります。今回の受け人につきましては、渡し人の娘婿ということであります。この土地につきましては、地図をみていただければと思います。東側

は渡し人の田がそのまま残ります。西側につきましては市道、南につきましては少しではありますが渡し人の田が残る状況であります。北側については、地上げをしている宅地であり、ソーラーを設置しています。転用した場合の影響ではありますが、用排水につきましては、西側市道の西に水路があります。その水路に排水をします。日照・通風につきましては、周辺が田でありますので問題ないものと思われまます。

以上であります。

ご審議の程、よろしくお願いいたします。

(農地担当)

それでは、事務局から補足説明をお願いいたします。

(主査)

農地区分ですが、おおむね10ヘクタール以上の一団の農地の区域内にある農地ということで、第1種農地と判断しています。例外許可規定として、集落に接続して設置される住宅に該当します。

(農地担当)

それでは、この件につきまして何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

この件につきまして、農業会議への諮問はいかがいたしましょうか。

(委員)

必要なし。

(農地担当)

必要なしということで、諮問はいたしません。

それでは、採決いたします。

48番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

異議なしと認め、48番は許可されました。

以上で、議案第48号の審議はすべて終了いたしました。

## **【報告第29号 農地法第3条の3の規定による農地等の相続等届出の受理の決定について】**

(農地担当)

次に報告事項に入ります。

報告第29号、農地法第3条の3の規定による農地等の相続等届出の受理の決定について、事務局より説明をお願いします。

(主査)

【報告第29号 報告書について朗読】

### 【報告第30号 農地法第4条の規定による農地等の転用届出の受理の決定について】

(農地担当)

次に、報告第30号、農地法第4条の規定による農地等の転用届出の受理の決定について事務局より説明をお願いします。

(主査)

【報告第30号 報告書について朗読】

### 【報告第31号 農地法第5条の規定による農地等の転用届出の受理の決定について】

(農地担当)

次に、報告第31号、農地法第5条の規定による農地等の転用届出の受理の決定について事務局より説明をお願いします。

(主査)

【報告第31号 報告書について朗読】

### 【報告第32号 農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告について】

(農地担当)

次に、報告第32号、農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告について事務局より説明をお願いします。

(主査)

【報告第32号 報告書について朗読】

## 【報告事項】

(農地担当)

18ページ以降は、その他報告事項となっていますのでお目通しください。

以上ですが、本日、許可された議案につきましては、速やかに許可書を交付するものとしたします。

また、開発許可が必要なものにつきましては、同時許可とし許可書を交付することとしたします。本日の許可件数は、第3条関係が3件、第4条関係が1件、第5条関係が7件でありました。ご協力ありがとうございました。

(会長)

ありがとうございました。

次に、議案第49号、総社市就業奨励金の交付に伴う意見について、農政担当の高谷委員よろしくお願いいたします。

## 【議案第49号 総社市就業奨励金の交付に伴う意見について】

(農政担当)

それでは、議案第49号、総社市就業奨励金の交付に伴う意見について審議したいと思います。事務局から説明をお願いいたします。

(課長)

【議案第49号 総社市就業奨励金の交付に伴う意見について朗読】

お手元に総社市就業奨励金交付要綱をお配りしています。

趣旨といたしまして、優秀な青年農林漁業者の確保と育成を図るため、予算の範囲内において、この要綱の定めるところにより総社市就業奨励金を交付することになっています。

交付の条件といたしましては、第2条に四つの条件があります。

一つ目が、市内に住所を有し、新たに農林漁業に従事する者であること。

二つ目が、将来にわたり専業として農林漁業経営を続けていく意思を有すること。

三つ目が、年齢が申請年度初めにおいて15歳以上39歳以下であること。

四つ目が、過去に奨励金の交付を受けたことがないこと。

以上、四つの条件であります。

交付金額といたしましては、新規就業のタイプにより補助金の金額を定めています。

Aの後継ぎ型、Bの経営分離独立型、Cの新規参入型で、いずれも5万円であります。今回の2

名の対象者がおられますが、●●さんはA型、●●さんはC型ということになります。

次に、交付の決定であります。第5条の申請書を受理したときは、農業委員会、農業協同組合、県民局、農業普及指導センター等の意見を聴き、適当と認めるときは、交付を決定することになっていきます。

以上のことから、皆様の意見についてお伺いをしようということで議案として提出をさせていただいたものであります。

以上です。

(農政担当)

事務局から説明がありました対象者2人です。

この2人について、それぞれ審議をしていきたいと思えます。

まず、1番目の●●●●君について審議いたします。

この方の住所は、●●であります。また、ほ場は、小寺と福井地内にあります。よって、この地区の担当委員である3番委員から●●●●君の経営状況等について報告をお願いいたします。

(3番委員)

1番の●●●●君であります。元々、実家が桃、米農家であったんですが、本人は3年前まで●●関係の仕事をしていました。その後、実家の農業を手伝うということになりました。その時は、父親が経営主として行っていました。今年度から代替わりをして、●●●●君の名前で出荷が始まりました。本人から経営状況について聞き取りをしました。現在、桃が1ヘクタール弱を営農されています。数量についても目標に近い数字になっていると思えます。また、桃の開散期にあたります秋口には、オリーブを複合栽培として植え付けをしています。また、本人は、とても研究熱心な人間であります。各地に視察に行き技術を身に付けています。地域の行事にも積極的に参加をしています。この後、地域を担う農家として期待をしているところでもあります。

以上のことから、就業奨励金の対象者としてふさわしい者であると考えております。

(農政担当)

ありがとうございました。

事務局及び3番委員からの説明等につきまして、ご質問等ありませんか。

(2番委員)

販売数量がありながら所得が●●●●ということは、どのようになっているのですか。

(3番委員)

これについては、私も本人へ確認をしました。

経費を圧縮したことから、このようになっています。

(2番委員)

どのように生活するのですか。

(3番委員)

実際には、このようにならないと思えます。

今年、実数を聞いてみたんですが、実所得では●●●●になるように聞いています。

(2番委員)

このような数字は、おかしいと思う。

(課長)

実際には、説明のとおり所得は出ると思います。計画の最初の時点で、このようなこともあり得るのかなと思い、書かせていただきました。実際に近い金額で来年以降に申告されるものと思います。

(2番委員)

実績を調べてください。

(4番委員)

この方は、親の農業を継続してということになるのですが、親の事業というものは、就業1年目には出てこないのですか。

(3番委員)

入ってないですね。

●●●●●が本人の拡大分かなと思います。父親がしているのが●●●●●弱あると思います。今夏の書類は、今年の春先に提出したものと思われます。実際には本人へ代替わりをしています。

(4番委員)

オリーブと書かれているのですが、オリーブは収益面からいうと、この目的は何になるんですか。

(3番委員)

最終的には油を考えているみたいであります。

実際には、桃の閑散期の利用を考えているみたいであります。

当面は、果実の計画であります。

(4番委員)

条件的には、桃とオリーブというものは、土壌はどうなんですか。

(3番委員)

風が当たらなければ。

(4番委員)

桃とは条件が相反するのですか。

(3番委員)

それはないです。

オリーブは手がかかりません。

本人の農地は斜面が多いので、桃から変えてという話を聞いています。

(4番委員)

集荷の時期は、桃の後になるのですか。

(3番委員)

これからになります。

(2番委員)

桃は1反で、いくら位の金額になるのですか。

(3番委員)

品種によります。

(農政担当)

反100万ぐらいでしょう。

(2番委員)

分かりました。

(農政担当)

5年後の金額は、実際には増えるようになると思います。

他にありませんか。

(委員)

なし。

(農政担当)

それでは、●●●●君については、3番委員からの報告にもありましたように、総社市就業奨励金交付要綱第5条による、総社市農業委員会の意見としては、適当であるとの回答をすることとしてよろしいか。

(委員)

異議なし。

(農政担当)

ありがとうございました。

それでは、●●●●君については、総社市農業委員会の意見としては、適当であるとの回答をすることといたします。

次に、2ページ目の●●●●君について審議をいたします。

●●●●君の住所は、●●●●ですが、ほ場は福井地区であります。このことから、この方の経営状況等の報告について、ほ場がある福井地区担当の3番委員から報告してもらおうと思っております。

●●は4番委員であります。よろしいでしょうか。

(4番員)

はい。

(農政担当)

3番委員お願いいたします。

(3番委員)

住まいは、●●●●ですが、ほ場は福井地区で行っています。

元々は、県外の出身者であります。新規参入ということで総社へ来られています。福井は元々、ナスの産地であります。この方は、ナスを廃業される方の施設を借り受けて行っています。9月から6月にかけて、ナスの出荷をされています。施設のナスが出荷できない7、8月は、露地ナスの出荷をし、通年の出荷をしています。施設を借り受けられたことから、安定した出荷ができています。今後も規模拡大を行い施設ナスを行っていく予定であります。福井地区のナスの組合にも加入されており、若手であることから産地を盛り上げてくれるものと期待をされています。

本人も研究熱心で、若手の勉強の組織にも入りまして、事例について発表等もされております。来週になろうかと思いますが、愛媛県で中四国の若手農業者の大会で岡山県代表として発表をする予定になっています。

今後は、地域の担い手になってくれるものと期待をしています。

このようなことから、就業奨励金の対象者としてふさわしい者であると考えております。

以上であります。

(農政担当)

この件につきまして、何か質問等ありませんか。

(2番委員)

販売数量が、5年先は●●●と増えているのですが、このように増えるのですか。

所得も●●●●の販売額の所得と、●●●●の販売の所得を比べると、数字がちぐはぐに感じるのですが。

(3番委員)

本人等へ聞いてみたところ、ハウスが3棟あるのですが、全部使い切っていないようであります。9月から6月に3棟をフル回転できるのですが、そこまで無理をしていないようであります。現状は、昔からの施設を使わせていただいているので、本人の持ち出しがありません。今後は、色々な設備等を購入するにあたり経費が発生することから、そのようになっているものと思われま

以上です。

(2番委員)

償却をしていることから、現在の所得が●●●●で5年目が●●●●という関係ですか。

(3番委員)

現在、本人が何も買わずに始められたこと、これから先にハウス1棟を建ててもかなりの経費が発生します。

(2番委員)

分かりました。

(4番委員)

この方が一人でされているのですか。

(3番委員)

一人でやっています。



(4 番委員)

5年後には規模が●●●●●になるのですが、周辺の農地を新たに借りてということになるのですか。

(3 番委員)

地区内ではあるのですが、多少離れた所になろうかと思えます。

(4 番委員)

この方は、●●●●の●●●●さんと同じグループになるのですか。

(3 番委員)

母体の組合には、参加されています。

(15 番委員)

場所は、福井になるのですか。

(3 番委員)

そうなります。

(農政担当)

他にありませんか。

(委員)

なし。

(農政担当)

それでは、●●●●君については、3番委員からの報告にもありましたように、総社市就業奨励金交付要綱第5条による、総社市農業委員会の意見としては、適当であるとの回答をすることとしてよろしいか。

(委員)

異議なし。

(農政担当)

ありがとうございました。

それでは、●●●●君については、総社市農業委員会の意見としては、適当であるとの回答をすることといたします。

以上で、議案第49号の審議は終了しました。

日程第3の付議事件についてもすべて終了しました。

#### 【日程第4 その他】

(会長)

ありがとうございました。

それでは、日程第4，その他に入ります。

農地耕作条件改善事業実施による市有地道水路等敷地の地区編入に伴う意見について，事務局より説明をお願いいたします。

(課長)

今回，ご説明させていただき理由といたしまして，農地耕作条件改善事業総社地区久代工区の農地造成を施行するにあたり，土地改良法第52条第8項の規定によりまして，換地計画の認可時に農業委員会の意見を必要とすることから，事前に当該事業の概要についてご説明するものであります。

【農地耕作条件改善事業について資料により説明】

(会長)

ただ今の説明に対し，質問等ありませんか。

(委員)

なし。

(会長)

それでは，農地耕作条件改善事業実施による市有地道水路等敷地の地区編入の計画については，承知したということによろしいでしょうか。

(委員)

異議なし。

(会長)

農地耕作条件改善事業実施による市有地道水路等敷地の地区編入の計画については，承知したということといたします。

他に委員の皆様から，何かありませんか。

(委員)

なし。

(会長)

なければ，私から報告をさせていただきます。

【今年度の農業委員の視察研修の実施について】

次に，事務局から事務連絡をお願いいたします。

(次長)

【現地調査日時等について報告】

【総会日時等について報告】

【農業者年金の啓発活動について依頼】

(会長)

それでは、会長代理より閉会の挨拶をお願いします。

(会長代理)

皆さんご苦労様です。

稲刈りも早い所は終わっているかと思いますが、これから本格的になる所がほとんどだと思います。まだ暑い日があると思いますので、健康に注意して頑張ってくださいと思います。

本日は、どうもご苦労様でした。

**閉会 午前10時40分**